

監査結果に係る措置通知書

経済局		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(2) 特定随意契約について</p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により福祉施設等を相手方として物品又は役務の調達に係る随意契約（特定随意契約）を行う場合には、仙台市契約規則に定める公表等の手続をするものとされている。</p> <p>ところが、中央卸売市場管理課においては、仙台市中央卸売市場（花き市場）照明設備LEDランプ更新業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を根拠として公益社団法人仙台市シルバー人材センターと随意契約（特命）を行ったにもかかわらず、調達予定案件の公表、契約締結結果の公表及び福祉施設等所管課への報告を行っていなかった。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約（特定随意契約）を行う場合には、関係法令等に則り適正に処理する必要がある。特に、随意契約を行う場合には、「随意契約ガイドライン」を参照の上、十分に検討し処理する必要がある。</p>	<p>平成28年度の特定随意契約において未実施であった、公表及び福祉施設等所管課への報告については、平成29年5月に実施した。</p> <p>平成29年度における特定随意契約の締結に当たっては、仙台市契約規則所定の手続である発注予定一覧表及び契約締結結果一覧表の公表、福祉施設等所管課への報告を実施したほか、人事異動の際は、特定随意契約にかかる事務処理について事務引継書に記載し、確実に後任者へ引き継ぐこととした。</p> <p>また、特定随意契約に限らず、随意契約を行う場合には必ず「随意契約ガイドライン」を参照し、随意契約の理由・根拠条項を確認するとともに、必要な手続を遺漏なく行うよう、課内研修において周知徹底を図った。</p> <p>課内研修実施日 平成29年8月3日</p> <p>平成29年度分特定随意契約 発注予定一覧表の公表及び報告 平成29年9月1日 契約締結日 平成29年9月15日 契約締結結果の公表及び報告 平成29年9月19日</p>	